第六十一条の二に次の二項を加える。

3　法第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三㈠から別表三㈦まで、別表四、別表五㈠から別表五㈢まで、別表六㈠、別表六㈡の二から別表六㈤まで、別表六㈥から別表六㈡十五まで、別表六の三から別表七㈢まで、別表八㈠、別表九㈠、別表九㈡、別表十㈢から別表十㈥まで、別表十㈦、別表十一㈠から別表十一㈢まで、別表十二㈠から別表十三㈨まで、別表十三㈡十一から別表十四㈡まで、別表十四㈢、別表十四㈣、別表十四㈥から別表十四㈦まで、別表十五、別表十六㈠から別表十六㈥までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4　恒久的施設を有する外国法人が法第百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告書の提出をする場合における外国法人関連別表の記載については、法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額並びに同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額の計算の別を明らかにするものとする。

第六十一条の四に次の二項を加える。

3　確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三㈠から別表三㈦まで、別表四、別表五㈠から別表五㈢まで、別表六㈠、別表六㈡の二から別表六㈤まで、別表六㈥から別表六㈡十五まで、別表六の三から別表七㈢まで、別表八㈠、別表九㈠、別表九㈡、別表十㈢から別表十㈥まで、別表十㈦、別表十一㈠から別表十一㈢まで、別表十二㈠から別表十三㈨まで、別表十三㈡十一から別表十四㈡まで、別表十四㈢、別表十四㈣、別表十四㈥から別表十四㈦まで、別表十五、別表十六㈠から別表十六㈡十一まで、別表十七㈠から別表十七㈡の三付表まで及び別表十七の三㈠から別表十七の三㈡付表まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第百四十二条第二項の規定により法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書の添付）によることができるものとする。

4　恒久的施設を有する外国法人が法第百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出をする場合における外国法人関連別表の記載については、法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額並びに同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額の計算の別を明らかにするものとする。

別表一「一」の表中

一般社団・財団法人の区分	非営利型法人	普通法人

を

一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの	非営利型法人

に、

法人税額の特別表六(六)「27」＋別表六(七)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十)「30」＋別表六(十二)「25」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十五)「24」＋別表六(十七)「21」＋別表六(十八)「36」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十二)「12」）